

平成 30 年 度 事 業 計 画

1 事業計画における基本的な考え方

平成 30 年度は、一般財団法人として再出発して 6 年目であり、より一層公益の増進に寄与すべく、当財団の 2 本柱である「認定個人情報保護団体」及び「プライバシーマーク指定審査機関」を引き続き運営し、放送分野における個人情報保護の適正な取扱いに全力を傾注し、放送業界の発展に寄与して参ります。

「認定個人情報保護団体」としての業務は、本年度で 14 年目に入ります。昨年度は、日本放送協会や地上放送事業者も対象事業者に登録していただき、登録事業者数は 296 社（平成 30 年 2 月末）になりました。そのため、個人情報保護センターの業務の一層の多様化が予想されます。

本年度は、個人情報保護委員会及び総務省のご指導をいただき、昨年度に策定した「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」に基づく運用を対象事業者が的確に行えるよう、「指針」に基づいた規定を徹底し確実に運用し、漏洩事案等の発生を防止できるように助言や情報発信に努めてまいります。また昨年度来の課題であった「非特定視聴履歴」の取扱いに関し、総務省が実施した実証実験等を踏まえ、放送事業者及び関係者との議論を通して課題を整理できるよう努めます。

一方、「プライバシーマーク指定審査機関」としての業務は、本年度で 12 年目となります。

プライバシーマーク付与認定事業者数は 178 社です。（平成 30 年 2 月末）個人情報保護法改正により個人情報を取り扱う全事業者が対象となることから個人情報保護の意識は高まっており、放送業界唯一のプライバシーマーク指定審査機関として、付与適格性審査業務の向上を図り、審査件数の増加につなげ、プライバシーマークの推進をして参ります。

2 事業計画の具体的内容

(1) 認定個人情報保護団体業務

① 対象事業者への情報提供

- ・「放送分野の個人情報保護に関する認定団体指針」に基づく運用を対象事業者が確実に行い、漏洩事案等発生を防止できるよう、当財団ホームページ等により適時助言や各種情報提供を行います。またホームページ掲載内容を対象事業者がより活用しやすいよう改修を行います。

② 非特定視聴履歴等についての課題の整理

昨年度来の課題「非特定視聴履歴」等の取扱いに関し、検討会を開催し、対象事業者及び関係者と課題の整理に努めます。

③ 苦情・相談業務のレベルアップ

- ・個人情報保護委員会、総務省、他の認定個人情報保護団体等との情報連携・情報交換を行い、改正個人情報保護法に伴う当センターが担うべき役割を正しく理解し、苦情・相談業務が適正に遂行できるようにします。
- ・改正個人情報保護法施行に伴う最新情報を外部セミナーへの参加などから集め、従業者のレベルアップを図ります。

(2) プライバシーマーク指定審査機関業務

プライバシーマーク制度の普及に努め、放送分野及び関連業界の審査件数の増加を図ります。

① プライバシーマーク取得促進

- ・放送関連の賛助会員団体及びその関連事業者の活動と連携し、情報を共有、各々の事業者に取得の啓発を行います。
- ・個人情報保護セミナーの活用により、事業者の個人情報保護意識の醸成を図り、審査機関の知名度を向上させ取得の促進につなげます。
- ・他の審査機関で既に取得しているSARCの対象業種である事業者に対してSARCへの審査機関移管を図ります。

② J I S改正に伴う新審査基準への対応

- ・本年度から適用開始となる新審査基準に対応する審査体制を構築します。
- ・新審査基準に対応するための審査員教育を実施します。
- ・事業者が安心して新審査基準で受審できるよう柔軟かつ丁寧な審査を実施します。

(3) その他の活動

機関誌「サークコミュニケーションズ」の発行、セミナー講演を通じて、「認定個人情報保護団体」や「プライバシーマーク制度」の周知等、広報活動の強化に努めます。